

沖縄県漁港漁場関係事業補助金交付要綱新旧対照表

改正案	現 行
<p>(趣旨) 第1条 (略)</p> <p>(定義) 第2条 この要綱において漁港漁場関係事業とは、次に掲げるものをいう。<u>なお、漁港漁場関係事業のうち重要なものとして漁港漁場整備法施行規則（昭和26年7月17日付け農林省令第47号）第1条の2で定める要件に該当するものを特定漁港漁場整備事業という。</u></p> <p>(1) 水産生産基盤整備事業 水産資源の増大及び水産物の生産強化を図るため、浅海域における漁場、藻場・干潟、養殖場と密接に関連する漁港の一体的な整備と、水域の環境保全対策を総合的に実施する事業をいう。</p> <p>(2) 水産物供給基盤機能保全事業 効率的で効果的な漁港施設の更新を図るため、漁港施設の老朽化状況を調べる機能診断の実施及び機能診断結果に基づく機能保全計画の策定、並びに計画に基づく保全工事を行う事業をいう。</p> <p>(3) 水産環境整備事業 水産資源の生産力の向上とともに豊かな生態系の維持・回復を図るための漁場施設の整備及び水域の環境保全対策として水産資源の生息場の環境改善を行う事業をいう。</p>	<p>(趣旨) 第1条 (略)</p> <p>(定義) 第2条 <u>この要綱において漁港漁場関係事業とは、次に掲げるものをいう。</u></p> <p>(1) 水産生産基盤整備事業 水産資源の増大及び水産物の生産強化を図るため、浅海域における漁場、藻場・干潟、養殖場と密接に関連する漁港の一体的な整備と、水域の環境保全対策を総合的に実施する事業をいう。</p> <p>(2) 水産物供給基盤機能保全事業 効率的で効果的な漁港施設の更新を図るため、漁港施設の老朽化状況を調べる機能診断の実施及び機能診断結果に基づく機能保全計画の策定、並びに計画に基づく保全工事を行う事業をいう。</p> <p>(3) 水産環境整備事業 水産資源の生産力の向上とともに豊かな生態系の維持・回復を図るための漁場施設の整備及び水域の環境保全対策として水産資源の生息場の環境改善を行う事業をいう。</p>

(4) 水産流通基盤整備事業

水産物の流通拠点として重要な役割を果たす漁港において、水産物の品質・衛生管理の向上、陸揚・集出荷機能の強化等に資する高度衛生管理型荷捌所や岸壁等の整備、あるいは施設規模の適正化を図るための除却等を行う事業をいう。

(5) 地域水産物供給基盤整備事業

地域の特性を活かしつつ、漁港及び漁場等の整備、地域における水産資源の維持増大並びに生産流通機能の強化を図り、もって地域の水産業の健全な発展を図る事業をいう。

(6) 漁港漁村環境整備事業

ア 漁港環境整備事業

漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第6条の規定に基づき指定された漁港区域内の漁港施設用地等において行う植栽、休憩所、運動施設、親水施設、安全情報伝達施設等漁港の環境向上に必要な施設の整備等の事業をいう。

イ 漁業集落環境整備事業

漁業及び漁村の健全な発展に資する目的で行う漁業集落道整備、水産飲雑用水施設整備、漁業集落排水施設整備及び用地整備等の事業をいう。

ウ 漁村再生交付金事業

地域の創造力を活かせるように、地域の既存ストックの有効活用等を通じた生産基盤と生活環境施設の効率的整備を推進し、個性的で豊かな漁村の再生を支援する事業をいう。

(新設)

(4) 地域水産物供給基盤整備事業

地域の特性を活かしつつ、漁港及び漁場等の整備、地域における水産資源の維持増大並びに生産流通機能の強化を図り、もって地域の水産業の健全な発展を図る事業をいう。

(5)、(6)、(8)の再編

(5) 漁港環境整備事業

漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第6条の規定に基づき指定された漁港区域内の漁港施設用地等において行う植栽、休憩所、運動施設、親水施設、安全情報伝達施設等漁港の環境向上に必要な施設の整備等の事業をいう。

(6) 漁業集落環境整備事業

漁業及び漁村の健全な発展に資する目的で行う漁業集落道整備、水産飲雑用水施設整備、漁業集落排水施設整備及び用地整備等の事業をいう。

(7) 海岸環境整備事業

海岸法（昭和31年法律第101号）第40条第1項第2号及び第2項に規定する区域に係る海岸保全区域内において実施する離岸堤、突堤、護岸、遊歩道、養浜、植栽及びその他附帯施設等の新設又は改良の事業をいう。

(8) 海岸保全施設整備事業

高潮、津波、波浪、海岸浸食等による被害から海岸を防護し、もって国土の保全を図り、併せて国民の保護の場としてその利用に供するため、潤いのある海岸整備を行うための事業をいう。

(9) 漁港機能増進事業

漁港ストック効果の最大化を図りつつ、漁村の活力を取り戻すため、就労環境の改善や施設の有効活用など、漁港機能を増進する取組を推進する事業をいう。

（補助の対象及び補助率）

第3条 補助の対象となる経費及び補助率は別表1のとおりとする

（補助金等の交付申請）

第4条 規則第3条の規定に基づき、補助金の交付を申請しようとする者は、補助金等交付申請書（第1号様式。但し、投資交付金交付要綱に係る事業の場合は第1-2号様式）を知事に提出しなければならない。

(7) 海岸環境整備事業

海岸法（昭和31年法律第101号）第40条第1項第2号及び第2項に規定する区域に係る海岸保全区域内において実施する離岸堤、突堤、護岸、遊歩道、養浜、植栽及びその他附帯施設等の新設又は改良の事業をいう。

(8) 漁村地域整備交付金

地域の創造力を活かせるように、地域の既存ストックの有効活用等を通じた生産基盤と生活環境施設の効率的整備を推進し、個性的で豊かな漁村の再生を支援する事業をいう。

(9) 漁港海岸事業

高潮、津波、波浪、海岸浸食等による被害から海岸を防護し、もって国土の保全を図り、併せて国民の保護の場としてその利用に供するため、潤いのある海岸整備を行うための事業をいう。

(10) 漁港機能増進事業

漁港ストック効果の最大化を図りつつ、漁村の活力を取り戻すため、就労環境の改善や施設の有効活用など、漁港機能を増進する取組を推進する事業をいう。

（補助の対象及び補助率）

第3条 補助の対象となる経費及び補助率は別表1のとおりとする

（補助金等の交付申請）

第4条 規則第3条の規定に基づき、補助金の交付を申請しようとする者は、補助金等交付申請書（第1号様式。但し、投資交付金交付要綱に係る事業の場合は第1-2号様式）を知事に提出しなければならない。

2 **第1項**の規定による申請書を提出するに当たっては、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りではない。

第5条～第6条 [略]

（補助事業の予定期間延長承認申請書）

第7条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合は、事前に予定期間延長承認申請書（第4号様式。**但し、補助事業の年度を繰り越す場合は第4-2号様式**）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定において、補助事業の年度を繰り越す場合の承認は、県議会の議決後とする。

3 補助事業者は、第1項に基づく予定期間延長申請書を取り下げる場合は、すみやかに予定期間延長申請書取下届を知事に提出しなければならない。

4 補助事業社は、補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に提出しなければならない。

第8条 [略]

（概算払請求）

第9条 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとする

2 1の規定による申請書を提出するに当たっては、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りではない。

第5条～第6条 [略]

（補助事業の予定期間延長承認申請書）

第7条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合は、事前に予定期間延長承認申請書（第4号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（新設）

（新設）

2 補助事業社は、補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に提出しなければならない。

第8条 [略]

（新設）

場合には、概算払請求書（第6号様式）を知事に提出しなければならない。

（事業遂行状況報告）

第10条 補助事業者は、各四半期（第4・四半期は除く。）の末日現在において事業遂行状況報告書（第7号様式。但し、投資交付金交付要綱に係る事業の場合は第7-2号様式）を作成し、当該四半期の最終月の翌月の10日までにこれを知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた年度の3月31日のいずれか早い期日までに、実績報告書（第8号様式。但し、投資交付金交付要綱に係る事業の場合は第8-2号様式）を知事に提出しなければならない。

2 補助金の交付の決定があった年度において完了しなかった補助事業については、翌年度の4月10日までに年度終了報告書（第9号様式。但し、投資交付金交付要綱に係る事業の場合第9-2号様式）を知事に提出しなければならない。

3 第4条第2項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出するにあたって、第4条第2項に該当した場合について当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

4 第4条第2項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を仕入れに係る消費税等相当額報告書（第10号様式）により速やかに知事に

（事業遂行状況報告）

第9条 補助事業者は、各四半期（第4・四半期は除く。）の末日現在において事業遂行状況報告書（第6号様式。但し、投資交付金交付要綱に係る事業の場合は第6-2号様式）を作成し、当該四半期の最終月の翌月の10日までにこれを知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた年度の3月31日のいずれか早い期日までに、実績報告書（第7号様式。但し、投資交付金交付要綱に係る事業の場合は第7-2号様式）を知事に提出しなければならない。

2 補助金の交付の決定があった年度において完了しなかった補助事業については、翌年度の4月10日までに年度終了報告書（第8号様式。但し、投資交付金交付要綱に係る事業の場合第8-2号様式）を知事に提出しなければならない。

3 第4条第2項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出するにあたって、第4条第2項に該当した場合について当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

4 第4条第2項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を第9号様式により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受

報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又は無い場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定（規則13条の規定による補助金等の額の確定をいう。）のあった費の翌年6月20日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

（精算払請求）

第12条 補助事業者は、補助金の精算払を受けようとする場合には、精算払請求書（第11号様式）を知事に提出しなければならない。

（書類の経由等）

第13条 （略）

附 則 〔略〕

附 則

この要綱は、令和4年6月1日より施行する。ただし、令和3年度以前の予算に係る旧要綱に基づく事業については、なお従前の例による。

けてこれを返還しなければならない。また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又は無い場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定（規則13条の規定による補助金等の額の確定をいう。）のあった費の翌年6月20日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

（新設）

（書類の経由等）

第11条 （略）

附 則 〔略〕

附 則

（新設）

様式第1号～様式第3号〔略〕

様式第4号〔略〕

様式第4-2号（第7条関係）

第4-2号様式（第7条関係）

第 号
令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

補助事業者 名

予定期間延長承認申請書（繰越）（当初・変更）

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け沖縄県指令農第〇〇〇号で交付決定の通知を受けた〇〇〇漁港（又は地区）の〇〇〇〇〇〇事業について、下記の理由により（予定期間に完了しない・令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号で提出した予定期間延長承認申請について内容変更したい）ので、沖縄県漁港漁場関係事業補助金交付要綱第7条第2項の規定に基づき、予定期間の延長を承認されたく申請します。

記

- 1 事業着手年月日
- 2 当初完了予定年月日
- 3 承認を受けようとする延長期間
- 4 事業が予定期間に完了しない理由

- 5 事業進捗状況
別紙のとおり
- 6 繰越申請額

様式第1号～様式第3号〔略〕

様式第4号〔略〕

（新設）

様式第 4 - 3 号 (第 7 条関係)

第 4 - 3 号様式 (第 7 条関係)

第 号
令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

補助事業者 名

予定期間延長承認申請書取下届

次のとおり予定期間延長承認申請書等を取り下げたいので、沖縄県漁港漁場関係
事業補助金交付要綱第 7 条第 3 項の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 取り下げようとする書類
- 2 申請年月日
- 3 取下げの理由

(新設)

様式第 6 号 別紙 1 (第 9 条関係)

別紙 1

補助金請求書

請 求 額	拾 億 千 百 拾 万 千 百 拾 円
	¥ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

事業名 令和 年度 地区 事業

(地区 第 回 概算払分)

内 訳

交 付 決 定 額	¥ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
受 領 済 額	¥ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
今 回 請 求 額	¥ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
差 引 残 額	¥ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

上記のとおり請求します。

令和 年 月 日

債権者 住所

氏名 補助事業者 名 印

下記口座に振り替えてください。

沖縄県知事 殿

口 座 振 込 依 頼	
銀 行 名	
預 金 の 種 類	
口 座 番 号	
口 座 名 義 人	

(新設)

様式第 6 号 別紙 2 (第 9 条関係)

別紙2

出 来 高 調 書

事業名・令和 年度 地区 事業

(単位・千円)

経 費	出来高 基本額	補助金額		出来高			出来高率 %
		補助率 (90%)	相当額 40%	今回	前回 まで	累計	
工事費							
○○○○○○○工事(R1-1)							
○○○○○○○工事(R1-2)							
○○○○○○○工事							
○○○○○○○委託業務							
○○○○○○○委託業務							
未契約							
合 計							

上記のとおりであることを証明します。

なお、契約概要は次のとおりであります。

令和 年 月 日

補助事業者 名 印

この調査のとおりであることを認めます。

漁港漁場課長 名 印

(新設)

様式第 6 号 別紙 3 (第 9 条関係)

別紙 3

契約概要及び概算払金額算出式

[契約概要]

経費	契約状況	契約額			備考
	請負金額 (円)	前払率 (%)	締結 年月日	履行 期限	
〇〇〇〇〇〇〇〇委託業務			〇〇. 〇. 〇	〇〇. 〇. 〇	〇〇. 〇. 〇 繰上済み
〇〇〇〇〇〇〇〇工事			〇〇. 〇. 〇	〇〇. 〇. 〇	
用地取得			〇〇. 〇. 〇	—	
合計					

[概算払金額算出式]

〇〇〇〇〇〇〇〇委託業務
 × 補助率 出払率
 〇/〇 × 100.0%

〇〇〇〇〇〇〇〇工事
 × 補助率 前払率
 〇/〇 × 40.0%

用地取得
 × 補助率
 〇/〇

今回請求額 ①+②+③=

請求額
 既受額 + 今回請求額 合計額
 (× 90% = 概算払限度額以内)

(新設)

様式第 7 号 (第 10 条関係)

様式第 6 号 (第 9 条関係)

様式第8号（第11条関係）

様式第9号（第11条関係）

様式第10号（第11条関係）

様式第11号（第12条関係）

第11号様式（第12条関係）

第 号
令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

補助事業者 名

県補助金精算払請求について

令和〇年〇〇月〇〇日付け沖縄県指合農第〇〇号で交付決定の通知を受けた〇〇〇漁港（又は地区）の〇〇〇〇〇〇事業の精算払の請求をしたいので、沖縄県漁港漁場関係事業補助金交付要綱第12条の規定に基づき、補助金〇,〇〇〇,〇〇〇円を精算払によって交付されたく請求します。

記

1 補助金請求書

別紙1のとおり

様式第7号（第10条関係）

様式第8号（第10条関係）

様式第9号（第10条関係）

（新設）

様式第11号 別紙1 (第12条関係)

(新設)

別紙1

補助金請求書

請求額	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
		¥	○	○	○	○	○	○	○	○

事業名 令和 年度 地区 事業

(地区 精算区分)

内訳

交付決定額	¥	○	○	○	○	○	○	○	○	○
受領済額		¥	○	○	○	○	○	○	○	○
今回請求額		¥	○	○	○	○	○	○	○	○
差引残額		¥	○	○	○	○	○	○	○	○

上記のとおり請求します。

令和 年 月 日

債権者 住所

氏名 補助事業者名 印

沖縄県知事 殿

下記口座に振り替えてください。

口座振込依頼	
銀行名	
預金の種類	
口座番号	
口座名義人	

沖縄県漁港漁場関係事業補助金交付要綱新旧対象表

改正案				現行				
別表1 (第3条関係)				別表1 (第3条関係)				
補助事業名	経費	補助率等		補助事業名	経費	補助率		
		本島	離島			本島	離島	
水産基盤整備事業	水産生産基盤整備事業	(1)漁港施設の整備に要する経費	9/10以内		水産生産基盤整備事業	(1)漁港施設の整備に要する経費	9/10以内	
		(2)漁場施設の整備に要する経費	5/6以上 (補助金額の千円未満は端数を切り上げる。)			(2)漁場施設の整備に要する経費	5/6以上	
	水産物供給基盤機能保全事業	(1)漁港施設の保全に要する経費	9/10以内		水産物供給基盤機能保全事業	(1)漁港施設の保全に要する経費	9/10以内	
		(2)増殖場の保全に要する経費	6/10以内			(2)増殖場の保全に要する経費	6/10以内	
		(3)養殖場の保全に要する経費	1/2以内			(3)養殖場の保全に要する経費	1/2以内	
	水産環境整備事業 (特定漁港漁場整備事業)	漁場施設の整備に要する経費	事業費の5/6 (千円切り上げ) から事業費の6/10 (千円切り捨て) を差し引いた金額		水産環境整備事業	漁場施設の整備に要する経費	5/6以上	
5/6以上 (補助金額の千円未満は端数を切り上げる。)			5/6以上					
水産流通基盤整備事業 (特定漁港漁場整備事業)	漁獲物の処理、保蔵及び加工施設の改良、補修、除却及び新設に要する経費	1/3以内						
地域水産物供給基盤整備事業	(1)市町村が行う漁港施設の整備については、次のとおりとする。 ア 基本施設又は輸送施設若しくは公共施設用地 イ 漁港浄化施設 (2)市町村が行う魚礁及び養殖場の整備に要する経費 (3)市町村が行う増殖場の整備に要する経費 (4)市町村が行う事業のうち、水産業共同組合が実施する荷さばき所の整備に要する費用 (5)漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が行う魚礁の整備に要する経費	(1)		地域水産物供給基盤整備事業	(1)市町村が行う漁港施設の整備については、次のとおりとする。 ア 基本施設又は輸送施設若しくは公共施設用地 イ 漁港浄化施設 (2)市町村が行う魚礁及び養殖場の整備に要する経費 (3)市町村が行う増殖場の整備に要する経費 (4)市町村が行う事業のうち、水産業共同組合が実施する荷さばき所の整備に要する費用 (5)漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が行う魚礁の整備に要する経費	(1)		
		7/9/10以内				7/9/10以内		
		15/10以内				15/10以内		
		(2)5/6 以上 (補助金額の千円未満は端数を切り上げる。)				(2)5/6 以上		
		(3)6/10以内				(3)6/10以内		
		(4)1/2以内				(4)1/2以内		
(5)5/6以上 (補助金額の千円未満は端数を切り上げる。)		(5)5/6以上						
				沖縄				

沖繩振興公共投資交付金		(6)漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が行う漁礁の整備に要する経費につき、市町村がその経費の5/6以上補助する場合に要する経費	(6)5/6以上 (補助金額の千円未満は端数を切り上げる。)		
		(7)市町村が行う主要関連道の整備に要する経費	(7)4/5以内		
		(8)市町村が行う付帯関連道の整備に要する経費	(8)1/2以内		
		(9)市町村が行う一般漁港関連道の整備に要する経費	(9)1/2以内		
	漁港漁村環境整備事業	ア	市町村が行う漁港環境整備事業に要する経費	7.5/10以内	8/10以内
		イ	市町村が行う漁業集落環境整備事業に要する経費	7.75/10以内	8.25/10以内
		ウ	市町村が行う漁村再生交付金事業に要する経費で次の(1)～(6)にあげるもの		
			(1)漁港施設の整備に要する経費	8.5/10以内	9.5/10以内
			(2)漁場施設の整備に要する経費	8.5/10以内	8.75/10以内
			(3)環境施設の整備に要する経費		
		(4)集落環境施設の整備に要する経費			
	(5)水域環境保全の整備に要する経費				
	(6)地域創造型の整備に要する経費				
	海岸環境整備事業	市町村が行う左記事業に要する経費	1/3以内		
	海岸保全施設整備事業	市町村が行う左記事業に要する経費	9/10以内		
(非公共) 増進事業 漁港機能	漁港機能増進事業	(1)漁港施設の整備に要する経費	9/10 以内		
		(2)魚礁、増殖場、養殖場及び漁場の保全のための整備に要する経費	6/10 以内		
		(3)その他の施設の整備に要する経費	1/2 以内		

※上表中の「離島」とは、沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第3項の規程に基づき指定された離島をいう。

※上表中の水産流通基盤整備事業(特定漁港漁場整備事業)は、令和4年度予算に係る事業に限り補助するものとする。

振興公共投資交付金 (非公共) 増進事業 漁港機能		(6)漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が行う漁礁の整備に要する経費につき、市町村がその経費の5/6以上補助する場合に要する経費	(6)5/6以上	
		(7)市町村が行う主要関連道の整備に要する経費	(7)4/5以内	
		(8)市町村が行う付帯関連道の整備に要する経費	(8)1/2以内	
		(9)市町村が行う一般漁港関連道の整備に要する経費	(9)1/2以内	
	漁港環境整備事業	市町村が行う左記事業に要する経費	7.5/10以内	8/10以内
		漁業集落環境整備事業	市町村が行う左記事業に要する経費	7.75/10以内
	海岸環境整備事業	市町村が行う左記事業に要する経費	1/3以内	
	漁村地域整備交付金事業	(1)漁港施設の整備に要する経費	8.5/10以内	9.5/10以内
		(2)漁場施設の整備に要する経費	8.5/10以内	8.75/10以内
		(3)環境施設の整備に要する経費		
(4)集落環境施設の整備に要する経費				
(5)水域環境保全の整備に要する経費				
(6)地域創造型の整備に要する経費				
漁港海岸事業	市町村が行う左記事業に要する経費	9/10以内		
漁港機能増進事業	(1)漁港施設の整備に要する経費	9/10 以内		
	(2)魚礁、増殖場、養殖場及び漁場の保全のための整備に要する経費	6/10 以内		
	(3)その他の施設の整備に要する経費	1/2 以内		

※上表中の「離島」とは、沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第3項の規程に基づき指定された離島をいう。